

23 静環環総第 2289 号
平成 23 年 12 月 27 日

静岡県知事 川 勝 平 太 様

静岡市長 田 辺 信 宏



中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価方法書【静岡県】
に対する意見について（回答）

平成 23 年 11 月 30 日付け環生第 244 号により照会のありました標記の件について、
環境影響評価法第 10 条第 2 項の規定による環境保全の見地からの意見を、別紙のとおり提出します。



担当：静岡市環境局環境創造部
環境総務課 企画担当
電話 054-221-1077
FAX 054-221-1492

中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価方法書に対する意見書

中央新幹線（東京都・名古屋市間）建設事業（以下「本事業」という。）において、対象事業実施区域となる南アルプス地域は、本市はもとより、我が国、世界に誇る豊かな自然環境を有している。本市では、かねてより「世界自然遺産」や「ユネスコエコパーク」への登録を目指し、学術的知見を集積するため、専門家で構成する組織により調査、検討を行っており、今後もこの組織と連携した取組を推進していく。

本事業の実施に当たり、当該地域にトンネル本坑及び斜坑等が掘られ、それに伴う工事施工ヤードの設置や工事用道路の新設及び拡幅、建設発生土の搬出及び処理など（以下「関連工事等」という。）により、豊かな自然環境への影響が懸念されることから、最大限の配慮が必要となる。

本年6月に公表された「中央新幹線（東京都・名古屋市間）計画段階環境配慮書」では、「環境影響評価法の一部を改正する法律（平成23年法律第27号）」（以下「改正法」という。）の趣旨を踏まえ実施したとしているが、そこでは複数案による検討はなされておらず、事業の早期段階において期待される環境配慮を行っているとは言い難い。

また、今回的方法書では、環境影響評価の前提となる関連工事等の条件が示されていない。本来、方法書段階での事業計画案は、事業内容に係る調査、予測及び評価の方法を適切に検討するために、これらの条件が具体的に示されることが必要である。

今後、本事業を進めるに当たっては、方法書に記載されている事項に加え、以下の事項について十分に配慮する必要がある。

1 事業計画について

複数案のアセス実施

本事業の実施により、環境への影響が最も懸念されるのは、本坑建設に伴う斜坑ないし立坑の掘削と、そこから排出される発生土の処理である。しかし、方法書では、トンネル本坑及び斜坑等の位置、並びに関連工事等の具体的な条件が示されないまま環境影響評価が進められようとしており、その手法は改正法を先取りしているとは言い難い。

改正法の趣旨に則り、準備書に向けて環境評価を具体化する段階で、関連工事等について複数案を設定し、環境への影響とともに、その回避又は低減のための具体的な方策を提示する必要がある。

このため、準備書が示される前段階で、上記の諸点を明示した関連工事等の計画を示した上で、その段階で想定される環境影響の内容と状況について暫定評価を行い、その結果を公表するとともに、回避、低減の考え方と具体的な方策を示し、再度意見を求める機会を設けるなどの対応が必要である。

2 配慮書に対する意見と事業者の見解について

(1) 動植物の保護

配慮書への意見に対する事業者の見解は具体性に欠け、動植物に対する保全措置については、回避ではなく、代償措置を優先しているように思われる。

大井川源流部に生息・生育する希少な動植物については、静岡県の「レッドデータブック（動物編）2004」の31ページの絶滅危惧種に対する対応に準ずるべきであり、静岡県希少野生動植物種保護条例第8条の「指定希少野生動植物及び特定希少野生動植物」の候補種や極めて絶滅の恐れが高い種の環境保全措置は、回避から考える必要がある。

なお、斜坑及び立坑の位置を決定する際は、西俣に絶滅の危険性が高いとされているヤマトイワナが生息しており、禁漁区を設けて保護対策を講じていることを考慮し、事業計画段階で影響を最大限回避することが望まれる。

(2) 世界自然遺産登録活動とユネスコエコパークへの影響

関連工事等により、地表部及び坑口付近に露出する人工構造物は、自然景観、周辺環境及び生態系を著しく損ない、世界自然遺産登録やユネスコエコパーク登録の阻害要因となることが懸念される。このため関連工事等の具体化に当たっては、登録への影響を回避、低減しうる有効な方策を講じる必要がある。

(3) 地下水位の低下が及ぼす影響

配慮書に対する意見で、トンネル掘削は結果的に湧水、地下水位の低下、枯渇をもたらし、地表環境への影響が懸念されるとの指摘に対し、「当該区間は土被りが大きく地表面への影響は小さいと考えます。（中略）地下水位の低下により、貴重な植物の生育に及ぼす可能性はないと考えます。」との見解であるが、根拠となるボーリング調査等のデータを開示し、懸念されている影響がないことを具体的に説明する必要がある。

(4) 意見に対する事業者の見解のまとめ方

方法書では、配慮書への意見に対する事業者の見解は、国（国土交通省）、地方公共団体、一般からの3区分でまとめられている。準備書以降は、地方公共団体及び一般からの意見については、意見が出された地域及び意見を寄せた方の居住地域が明らかになるよう整理されたい。

3 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

(1) 道路の新設・拡幅等に伴う切土工等

想定される影響要因（189頁）において、「切土工等又は既存の工作物の除去はない」としているが、工事用道路の新設及び林道東俣線や県道27号、60号、388号などの拡幅が必要となる可能性がある。道路拡幅等の改良には、切土及び舗装等を伴うことが想定されるため、それら工事による植生・生物種への影響を評価項目として選定されたい。

(2) 地形・地質に関する調査データの公表

地下水への影響の判断材料となる、トンネル掘削に関する試掘ボーリング、温泉湧出（深度、泉温、泉質等）等のデータを速やかに開示する必要がある。

(3) 建設発生土

建設発生土は、土石流などの新たな自然災害の要因となるとともに、その処分地や河川の汚濁などによる動植物の生息環境への影響が懸念される。このため、工事の実施に伴う建設発生土の質、量及び処理方法等を示し、周辺環境への影響の可能性及び環境負荷やリスクの回避又は低減の具体策を検討する必要がある。

(4) 環境影響評価項目

表7-1-2 環境影響項目（表7-1-3も含む）の「トンネル工事」及び「工事施工ヤード及び工事用道路の設置」に伴う、水の濁りによりもたらされる下流河川の河床への土砂堆積は、水生動物の生息に大きく影響するため、環境影響評価項目として選定する必要がある。

(5) 大気質

大気質の調査項目は、窒素酸化物と浮遊粒子状物質に限らず、環境基準が設定されている項目の測定をすべきである。特に、微小粒子状物質（PM2.5）は追加されたい。環境基準項目で測定をしない場合は、その理由を明示する必要がある。また、大気質の調査地点及び調査期間（時期、頻度）について、南アルプス地域の状況を適切に把握できる期間等を確保すること。

気象（風向、風速）は、当該地域の地形的な特殊性から、年間を通じた連続測定を検討すること。

(6) 騒音、振動、微気圧波、低周波音

微気圧波等による野生生物の繁殖等への影響が懸念されるため、調査項目として検討すること。なお、選定しない場合は、その理由を明示されたい。

(7) 水質

コンクリートプラントの稼働、トンネル工事によるコンクリート含有排水及び建設発生土の仮置き等による、河川並びに地下水への影響が懸念される。このため、関連工事等及び建設発生土の質、量及び処理方法等を具体的に示し、影響が想定される場合は、環境影響評価項目として取り上げること。また、影響が懸念される周辺の河川及び地下水について、調査地点、頻度の再検討が必要である。

なお、河川及び地下水の水位、水量等に関しては、連続観測するなど調査内容の充実が必要である。

(8) 地形及び地質

当該地域は、東海地震や東南海・南海との3連動の地震による影響が懸念されており、これを念頭に置いた対応が求められる。南アルプスの活断層と隆起の活動量について、具体的なデータと知見を示した上で、隆起速度の高い、不安定な地質条件の山地に長大な山岳トンネルを設置し、超高速のリニア鉄道を走行させることに伴う、環境負荷やリスクを最大限回避しうる方策について、真摯な検討と対応を求める。

(9) 土壤

土壤汚染について、自然由来の土壤汚染の可能性について調査されたい。

(10) 磁界

リニア新幹線の走行に伴う電磁波が及ぼす影響については、その安全性を十分に検証し、その結果の公表とともに、万全の措置を講ずる必要がある。

(11) 動物

① 調査範囲

表 7-2-1 (194 頁) の動植物の調査範囲が「土地改変区域から 600m の範囲」と一律に限るのは適当ではない。調査対象とする生物群ごとに、影響が及ぶ範囲に設定すること。特に、水生生物に対しては、下流に影響が及ぶことを考慮して設定すること。

② 調査期間

貴重な自然が存在し、かつ既存資料が十分でない場合は、年変動等を考慮して複数年以上にわたる調査により、現況を正確に把握すべきである。このため、方法書で示された調査期間では十分とは言えず、さらなる調査が望まれる。

動物の調査においては、繁殖に関する調査が重要である。方法書において繁殖期に調査が設定されているのは鳥類のみであるが、他の動物も繁殖期の調査を設定されたい。

特に、計画地域内の河川や沢などの水域で繁殖するサンショウウオ類、イワナ類については、十分な現地調査によって繁殖の場所や時期を詳しく確認し、濁水の発生などによる工事の影響を回避するよう配慮する必要がある。

③ 調査手法

文献情報の少ない当該地域においては、任意観察とともに採集による調査の採用を検討する必要がある。また、生息状況や生息環境特性まで明らかにするために、密度の濃い「定量調査」が欠かせない。調査手法が確立している項目については、定量調査を実施すること。

なお、判別が難しいとされる種の調査に当たっては、専門家による十分な助言を得ること。

④ 影響要因

具体的な事業計画を明らかにした上で、工事用道路を含め調査範囲を適切に設定し、以下の項目についても調査対象として取り上げること。

また、調査に当たっては、表 4-2-1-44~49 に記載されている種のみでなく、さらなる文献調査及び専門家等へのヒアリングなどにより、調査対象の精査が必要である。

・静岡県レッドデータブックで指定される陸産貝類についても調査項目に加えるべきである。

・現在、静岡県レッドデータブックの検討種として調査しているクモ類、キノコ類も調査項目に加えるべきである。

・南アルプスは、国内でも有数のコウモリ類の生息地であり、水辺上も利用するので、捕獲調査を含めた調査が行われるべきである。

・哺乳類、鳥類に関する調査において、調査期間に冬季が含まれていない。コウモリ類を除くと、これらの種は冬季も活動するので調査を行うべきである。冬季も工事を実施

するのであれば、冬季の調査は当然必要と考える。

・溪流を生息地とするカワネズミも影響が大きいと考えられるので、調査対象として精査すべきである。

・爬虫類、両生類の調査地点及び調査期間（時期、頻度）が掲載されていない。また、サンショウウオ類の産卵は、当該地域では夏季となる可能性もあるので留意すること。

・工事箇所から畠瀬第一ダムまでの沢筋には高山蝶で絶滅が最も憂慮されている種が生息しているため、土砂の運搬に伴う影響範囲を調査対象とする必要がある。

・夜間照明を使用する場合は、その影響についても考慮すること。

(12) 植物

高標高地の植物生育環境の脆弱性を考慮すると、建設機械の稼働及び車両の走行に伴う粉じん等の発生による間接的な影響も、環境影響評価項目として取り上げるべきである。

なお、夜間照明を使用する場合は、その影響についても考慮すること。

斜坑坑口周辺は改変された後に緑化等の保全対策を検討するとしているが、当該地域の植生に適合した緑化方法を検討するための調査が計画されるべきである。

(13) 生態系

南アルプス地域の特有な生態系を明らかにするため、生態系を捉える観点を明確にした上で、適切な調査計画を立てること。高山の脆弱な動植物により構成される生態系の構造、機能を適切に把握することが必要である。そのため、重要種だけに着目するのではなく、普通種も含めた生態系として整理されたい。

なお、当該地域では河川が極めて重要な環境であり、水域についての生態系の把握も重要である。水域の食物連鎖の頂点にあると考えられるヤマトイワナなどの魚類と、その食物となる水生、陸生の生物との関係を明らかにするため、水域における魚類、底生動物、沿川の陸生動物の生息状況が定量的に把握される必要がある。